

# 地方独立行政法人宮城県立病院機構

## 平成27年度第3回理事会議事録

日 時：平成27年12月3日（木）午前10時から午後2時20分まで

場 所：本部事務局会議室（がんセンター2階）

出席者：西條理事長（議長）、千葉副理事長、小野寺理事、片倉理事、小高理事、近藤理事、  
近内理事、千葉理事、小山監事

### 1 議事録署名人の指名

- ・ 議長から今回の議事録署名人に千葉理事を指名。

### 2 議 題

(1) 役員報酬等規程の一部改正（案）について

(2) 職員給与規程の一部改正（案）について

(3) 任期付職員就業規程の一部改正（案）について

- 事務局から(1)～(3)について、宮城県人事委員会勧告に基づく規程の改正につき関連があるため、一括で説明があった。
- ・ 県は給与勧告の完全実施を行うため、現在開会中の県議会に給与条例の改正案を提出している。法人としても、職員の給与について県に準拠してきた経緯があり、また、職員の生活向上と士気の向上を図るためにも、同様の改正を行いたいと考えている。
- ・ このたびの財源については、予算の一部を削減して生み出すことを考えている。
- ・ 機構の役職員については、本日の理事会で決定してもらうこととなるが、改正内容はあくまで県職員に準じたものなので、県議会の議決で修正等があった場合は、改めて諮るものとする。
- ・ 近藤理事から改定による影響額についての質問があり、事務局から影響額の試算結果の回答があった。
- その後3案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(4) 職員就業規則の一部改正（案）について

(5) 有期雇用職員就業規則の一部改正（案）について

(6) 個人情報の保護に関する規程の一部改正（案）について

- 事務局から(4)～(6)について、マイナンバー法施行に伴う規程の改正につき関連があるため、一括で説明があった。
- ・ (4)は行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、職員の遵守事項、個人番号の提供及び利用、採用時の提出書類について所要の改正を行うもの。

- ・ (5) は行政手続における特定の個人情報と識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、有期雇用職員採用時の提出書類について所要の改正を行うもの。
  - ・ (6) は行政手続における特定の個人情報と識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、宮城県個人情報保護条例の一部が改正された。当法人は、同条例の実施機関となっていることから、法人における個人情報の適正な取扱いを確保するため、所要の改正を行うもの。
- その後3案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(7) その他

- 小山監事からメンタルヘルスチェックの制度化に伴う機構の対応について質問があり、事務局からチェック方法等について現在検討中との回答があった。

#### 4 報告事項

(1) 経営状況等について

- 各病院事務局長から、9月の経営状況及び10月の患者動向について報告。その後、各病院長及び本部事務局長から、平成27年度の中間実績報告と平成28年度の運営方針・運営計画の素案の説明があった。

(2) 監事現地調査について

- 平成27年11月6日にかんセンターと本部事務局において行われた監事による現地調査の結果について、小山監事から適切に処理されており問題が無かった旨報告があった。

(3) 施設基準等適時調査について

- 各病院から今年度実施された適時調査の指摘事項について報告があった。

(4) 精神医療センターの建替えについて

- 事務局から、これまでの進捗状況等について報告があった。

(5) 平成27年度職員の採用試験について

- 事務局から、これまでの進捗状況や今後の予定について報告があった。

(6) その他

- 事務局から、寒冷地手当支給に伴う勘定科目等の追加について報告があった。

以 上